

令和 7 年度学習習慣の確立に向けた取組の推進に関する業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務委託を行う目的

「学習習慣の確立に向けた取組推進事業」において、高い専門性を有している早稲田大学教育・総合科学学術院 大学院教育学研究科 田中博之教授の幅広い知識と経験、専門性を活用した学習習慣の確立に向けた取組の好事例をモデル校で構築し、加えて、モデル校の取組を県内に水平展開し、県全体の学習習慣の確立を図る。

2 企画提案コンペを行う目的

「令和 7 年度学習習慣の確立に向けた取組の推進に関する業務委託」を行うにあたり、学習習慣の確立に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するために、企画提案コンペを実施し委託すべき事業者を選定する。

3 企画提案コンペの内容

- (1) 委託業務名 令和 7 年度学習習慣の確立に向けた取組の推進に関する業務
- (2) 委託業務内容 別添業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。
- (4) 契約上限額 1,999,258 円
(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできない。)

4 企画提案者の参加資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、入札参加資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

5 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 企画提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。

- (3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、名前、印影、若しくは重要な文字に誤謬・脱漏があったとき、または認識しがたい見積り、又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 参加資格申請書の提出等

当該企画提案コンペに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次の申請書を提出すること。

(1) 提出を求める参加資格申請書及び提出部数

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・1部

※「登記簿謄本」等の添付書類（コピー可）を含む。

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第2号様式）も1部添付すること。

(2) 提出期限 令和7年5月14日（水）17時まで（必着）

(3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム

学力向上推進班 担当者：中川

(4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参又は郵送すること。なお、郵送により提出する場合は、郵便又は民間事業者による信書便とし、必ず電話にて受領確認を行うこと。

7 参加資格確認結果の通知

上記の参加資格確認結果を、全ての企画提案コンペ参加申込者宛て、メールで通知する。

参加資格確認結果通知日：令和7年5月26日（月）まで

8 企画提案資料の提出等

上記の参加資格確認結果において、参加資格があると認められた者にあつては、下記により、企画提案書等を作成して提出してください。

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・10部（正1部、写9部）

原則A4版・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上とすること。（長辺側を綴じること。）

「写9部」については、「□□会社」等、企業名が特定されないよう記載すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書に

は、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめるとともに、下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

- ① 業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果
- ② 委託業務実施体制、職員の配置、効率的で効果的な運営体制、法令順守に必要な体制等
- ③ 委託業務実施スケジュール
- ④ 提案の内容について、他者に対して優位であると思われる点

イ 見積書及び経費内訳書（任意様式）・・・・・・・・・・10部（正1部、写9部）

見積書の金額は税抜き（消費税を記載する場合は外税表記）とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

「写9部」については、「□□会社」等、企業名等が特定されないよう記載すること。

記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

ウ 提案事業者の概要書・・・・・・・・・・1部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

エ 契約実績証明書・・・・・・・・・・10部（正1部、写9部）

「写9部」については、「□□会社」等、企業名等が特定されないよう記載すること。

同様の事業実施の実績がある場合、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）。

（2）提出期限 令和7年5月30日（金）15時まで（必着）

（3）提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム
学力向上推進班 担当者：中川

（4）提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書便とすること。

（5）受理の確認

企画提案資料を郵送する場合は、郵便又は民間事業者による信書便とし、必ず提出期限までに電話にて、担当部局宛て受理の確認をすること。

9 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

（1）質問の受付期間

公告日の翌日9時から令和7年5月7日（水）15時まで（必着）

（2）質問の提出

文書（様式自由、ただし規格はA4版とする。）にて行うものとし、担当部局宛て持参、メール（gakupro@pref.mie.lg.jp）のいずれかの方法で提出すること。メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、名前、電話及び、メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

令和7年5月9日（金）までに、原則三重県ホームページに掲載する。

10 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和7年度学習習慣の確立に向けた取組の推進に関する業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、審査を行い、総合的に評価して最優秀企画提案を選定する。

11 最優秀提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

企画提案コンペ（プレゼンテーション審査）

実施日時・・・令和7年6月2日（月）

実施場所・・・三重県庁本庁舎内（予定）

形態・・・・・・対面

※プレゼンテーション審査結果は、令和7年6月4日（水）までにメールで通知するとともに、県ホームページで公表する。

(2) 評価方法・審査基準

審査にあたっては、プレゼンテーションをふまえ、以下の諸点を重視して、総合的に評価し、優秀企画提案者を決定することとする。

ア 企画性

目的と提案内容が合致し、目的を達成できる内容になっているか。他者の提案とは違う優位性がみられるか。支援内容等が具体的に記載され、県内における児童生徒の学習習慣の確立に向けた取組の推進に資する内容となっているか。

イ 専門性

事業の遂行に必要な専門性、経験、実績などがあるか。業務に関する社外組織との連絡体制は確保されているか。

ウ 協働性

実施スケジュールや内容等について、市町等教育委員会、県教育委員会と連携、協力しながら事業を遂行できるか。

エ 経済合理性

提案内容は、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。また、見積額や積算内訳は適当か。

オ 事業実施体制

スケジュールは事業を実施するのに適当か。また、三重県との連絡体制は十分か。社内体制は確保されているか。

12 最優秀企画提案者に提出を求める資料の内容

最優秀企画提案者との契約締結時には、下記の書類が各 1 部必要になるので留意すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

13 個人情報の取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので、留意すること。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

15 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

16 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年度法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしている者もしくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てをしている者もしくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号、又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がある。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てる）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 見積および契約の手続において使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

17 障がい理由とする差別の解消の推進

委託業務を実施するにあたっては、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

18 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担
提案者の負担とする。
- (2) その他特記事項
 - ア 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
 - イ 提出のあった提案資料については、返還しない。
 - ウ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となる。
 - エ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとします。
 - オ プレゼンテーションで使用する大型提示装置は、県教育委員会事務局が用意する。

パソコン機器等を使用して提案する場合は、提案者が持参すること。特別な機器を用いる場合、事前に申し出ることとし、その他の使用環境で疑問がある場合は、事前に確認すること。

19 スケジュール

(1) 質問の受付

令和7年5月7日（水）15時まで（必着）

(2) 質問の回答

令和7年5月9日（金）

(3) 参加資格確認申請書提出期限

令和7年5月14日（水）17時まで（必着）

(4) 企画提案資料の提出

令和7年5月30日（金）15時まで（必着）

(5) 企画提案コンペ

令和7年6月2日（月）AM

20 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局

学力向上推進プロジェクトチーム 学力向上推進班 担当者：中川

電話：059-224-2931

メール：gakupro@pref.mie.lg.jp